

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和3年11月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1. 保健指導の実施 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康診査の実施 4. 妊娠の届出の受理 5. 妊娠の届出に係る事実の確認 6. 母子健康手帳の交付 7. 母子健康手帳交付台帳の整備 8. 母子健康手帳の再交付 9. 妊産婦の訪問指導 10. 低体重児の届出の受理 11. 低体重児の届出に係る事実の確認 12. 未熟児の訪問指導 13. 養育医療の給付 14. 母子健康包括支援センター事業の実施</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い, 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩低体重児の届出の受理 ⑪低体重児の届出に係る事実の確認 ⑫未熟児の訪問指導 ⑬養育医療の給付 ⑭母子健康包括支援センター事業の実施</p>
③システムの名称	健康管理システム(母子保健), 中間サーバ, 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第149の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2 69の2,70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第38条の3, 第39条</p> <p>(情報提供)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2 26,56の2, 69の2, 87の項 別表第二主務省令第19条, 30条, 38条の3, 44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0421 熊本県宇土市南段原町164-3 電話0964-22-2300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市健康福祉部健康づくり課 〒869-0421 熊本県宇土市南段原町164-3 電話0964-22-2300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I. 5. ②(所属長の役職名)	健康づくり課長 船田元司	健康づくり課長	事後	変更は、様式改訂に伴うものであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年1月6日	II. 1(いつ時点の計数か)	平成30年12月28日時点	令和元年11月15日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	II. 2(いつ時点の計数か)	平成30年12月28日時点	令和元年11月15日時点	事前	システムの全面入替え
令和2年11月13日	I. 1. ②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1. 保健指導の実施 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康診査の実施 4. 妊娠の届出の受理 5. 妊娠の届出に係る事実の確認 6. 母子健康手帳の交付 7. 母子健康手帳交付台帳の整備 8. 母子健康手帳の再交付 9. 妊産婦の訪問指導 10. 低体重児の届出の受理 11. 低体重児の届出に係る事実の確認 12. 未熟児の訪問指導</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩低体重児の届出の受理 ⑪低体重児の届出に係る事実の確認 ⑫未熟児の訪問指導</p>	<p>(評価対象事務全体の概要) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1. 保健指導の実施 2. 新生児の訪問指導の実施 3. 健康診査の実施 4. 妊娠の届出の受理 5. 妊娠の届出に係る事実の確認 6. 母子健康手帳の交付 7. 母子健康手帳交付台帳の整備 8. 母子健康手帳の再交付 9. 妊産婦の訪問指導 10. 低体重児の届出の受理 11. 低体重児の届出に係る事実の確認 12. 未熟児の訪問指導 13. 養育医療の給付 14. 母子健康包括支援センター事業の実施</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩低体重児の届出の受理 ⑪低体重児の届出に係る事実の確認 ⑫未熟児の訪問指導 ⑬養育医療の給付 ⑭母子健康包括支援センター事業の実施</p>	事後	<p>変更は、様式改訂に伴うものであり、しきい値判断結果に変更がないため</p> <p>左記13及び⑬は、前回記載もれのため追加。14及び⑭は、令和2年4月1日付けで「宇土市子育て世代包括支援センター」を開設したため。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月13日	Ⅱ. 4. ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2,70の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二 主務省令」という。)第39条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2 26,56の2,87の 項 別表第二主務省令第19条・30条・44条	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2 69の2,70の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二 主務省令」という。)第38条の3, 第39条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2 26,56の2, 69の 2, 87の項 別表第二主務省令第19条, 30条, 38条の3, 44 条	事後	変更は、法別表第二及び主務 省令の追記のみであり、しき い値判断結果に変更がないた め
令和2年11月13日	Ⅱ. 1(いつ時点の計数か)	令和元年11月15日時点	令和2年10月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみで あり、しきい値判断結果に変 更がないため
令和2年11月13日	Ⅱ. 2(いつ時点の計数か)	令和元年11月15日時点	令和2年10月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみで あり、しきい値判断結果に変 更がないため
令和2年11月13日	Ⅳ. 6情報提供ネットワー クシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携を行っている ため、修正するものであり、し きい値判断結果に変更がない ため
令和2年11月13日	Ⅳ. 6情報提供ネットワー クシステムとの接続(目的外の入 手が行われるリスクへの対策 は十分か)	[]	[十分である]	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携を行っている ため、修正するものであり、し きい値判断結果に変更がない ため
令和2年11月13日	Ⅳ. 6情報提供ネットワー クシステムとの接続(不正ない提 供が行われるリスクへの対策 は十分か)	[]	[十分である]	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携を行っている ため、修正するものであり、し きい値判断結果に変更がない ため
令和3年11月5日	Ⅰ. 1. ③(システムの名称)	健康管理システム(母子保健)	健康管理システム(母子保健), 中間サーバ, 団 体内統合宛名システム	事後	変更は、既存システムの名称 を追加するものであり、しき い値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	I. 4. ②(法律上の根拠)	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2 69の2,70の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二 主務省令」という。)第38条の3, 第39条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2 26,56の2, 69の 2, 87の項 別表第二主務省令第19条, 30条, 38条の3, 44 条	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第2 69の2,70の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二 主務省令」という。)第38条の3, 第39条 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2 26,56の2, 69の 2, 87の項 別表第二主務省令第19条, 30条, 38条の3, 44 条	事後	変更は、根拠法令の改正に伴う号ずれのみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	II. 1(いつ時点の計数か)	令和2年10月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	II. 2(いつ時点の計数か)	令和2年10月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	IV. 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	[○]委託しない	事後	委託を行っていないため変更するものであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	IV. 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託(委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か)	[十分である]	[]	事後	委託を行っていないため変更するものであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	IV. 5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	提供・移転を行っていないため変更するものであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	IV. 5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)(不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か)	[十分である]	[]	事後	提供・移転を行っていないため変更するものであり、しきい値判断結果に変更がないため